大阪市告示第1334号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年10月6日(月)	午前11時から
八灰巾立	节和7年10月6日(月)	午後8時まで
旭スポーツセンター	Δ fo 7 / T 10 H 14 H (.l.)	午前9時から
第1体育場	令和7年10月14日(火)	午後9時まで
第2体育場	令和7年10月20日(月)	午前11時から
多目的室	令和7年10月27日(月)	午後8時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)